

## 「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」に関する審議の進め方（案）

### 1 審議事項

諮問第 50 号「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」について審議を行う。

### 2 審議項目

- (1) 船舶用固体素子レーダーの概要及び要求条件
- (2) 船舶用マグネトロンレーダーへの影響等、他の船舶用レーダーとの周波数共用検討
- (3) 上記を踏まえた船舶用固体素子レーダーの技術的条件

### 3 審議体制

- (1) 航空・海上無線通信委員会（以下「委員会」という。）の審議を促進させるため、「船舶用固体素子レーダー作業班」を設置する。（別紙 1 参照）
- (2) 委員会の審議に資するため、委員会において上記 1 の審議事項について広く意見陳述の機会を設けることとする。（別紙 2 参照）
- (3) 審議にあたっては、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条の 2 第 4 項に基づく電波資源拡大のための研究開発のレーダー狭帯域化技術の研究開発うち「固体素子を用いた船舶用 9GHz 帯レーダーの研究開発」の結果（資料 1 - 4 参照）等を参考にしつつ、行うこととする。

### 4 スケジュール

別紙 3 のとおり。

## 船舶用固体素子レーダー作業班構成員名簿（案）

（敬称略・五十音順）

氏名	主要現職
主任 専門委員	中村 勝英 水洋会 事務局長
専門委員	伊藤 好 (社)日本船主協会 通信問題サブW/G グループ長
構成員	岩田 康広 海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備室 専門官
〃	梅宮 嘉克 (株)光電製作所 マリン本部 設計部 次長
〃	奥田 卓也 国土交通省 海事局 検査測度課 監査係長
〃	神崎 卓司 国土交通省 海事局 安全基準課 バリアフリー推進係
〃	北沢 弘則 (株)K&Aスペクトラムインテグレーション 代表取締役社長
〃	黒森 博志 大洋無線(株) 生産本部技術部技術第二課長
〃	清水 昭典 古野電気(株) 船用機器事業部 開発部 レーダー機器開発課 主任技師
〃	谷道 幸雄 (社)全国船舶無線工事協会 常務理事・業務部長
〃	中村 宏 日本無線(株) 海上機器技術部 船舶レーダグループ 課長
〃	南木 真一 東京計器(株) 第1制御事業部 船舶港湾事業 技術部第1技術課 担当課長
〃	宮澤 義幸 (独)情報通信研究機構 電磁波計測研究所 電磁環境研究室 主幹

平成 23 年 11 月 8 日  
情報通信審議会  
情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会

## 「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」 についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」について検討するため、平成 23 年 10 月から審議を開始し、平成 24 年 1 月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定です。

つきましては、平成 23 年 12 月 \* 日 ( \* ) \* \* 時から開催を予定している情報通信審議会情報通信技術分科会航空・海上無線通信委員会（以下「委員会」という。）において関係者の意見陳述の機会を設けることといたしますので、出席を希望される方は下記の要領により申し出てください。

### 記

#### 1 意見陳述を行える関係者

「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」に関し学識経験を有する者（国籍を問わない。）。

#### 2 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 23 年 12 月 \* 日 ( \* ) \* \* 時から開催予定の委員会において日本語で行うこととします。

#### 3 意見陳述のために必要な手続

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名（法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。）、職業（法人等の場合は記載を要しない。）及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX 又は Eメールにより平成 23 年 11 月 28 日（月）17 時（必着）までに下記 4 の提出先に提出してください。審議時間の関係上、所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担といたします。

#### 4 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

担当 : 保坂課長補佐、戸部係長

住所 : 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話 : 03-5253-5901

FAX : 03-5253-5903

E-mail : maritime\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直して下さい。)

#### 【関係報道資料】

- ・「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」の審議開始  
(情報通信審議会での審議開始) (平成23年10月28日)

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban15\\_02000022.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000022.html))

#### 連絡先

担当 : 総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 保坂課長補佐、戸部係長

電話 : (直通)03-5253-5901

(代表)03-5253-5111 内線5901

FAX : 03-5253-5903

E-mail : maritime\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「\_atmark\_」を@に直して入力して下さい。)

# 船舶用固体素子レーダー導入に関するスケジュール(案)

